

市町村民経済計算の概念と用語説明

第1項 市町村民経済計算の概要

(1) 市町村民経済計算とは

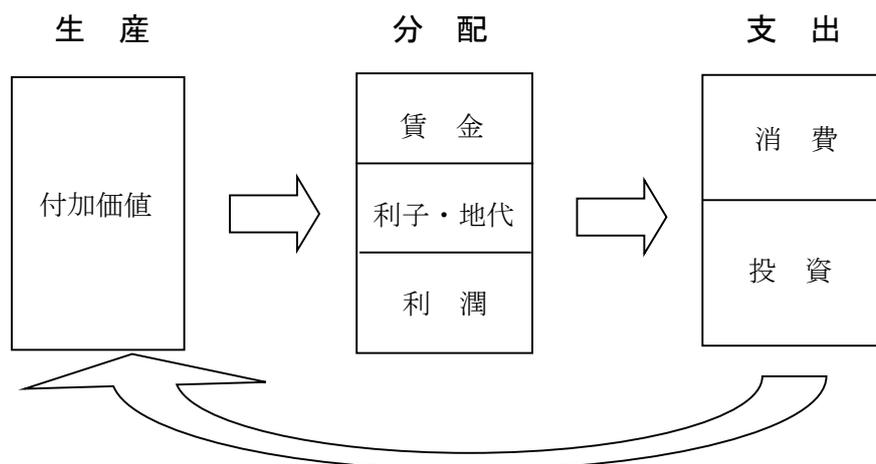
市町村民経済計算とは、一定期間内（通常の場合1年間）に当該市町村に居住する者の生産活動によって新たに生産された価値（付加価値）の合計を貨幣価値で評価したものです。

この生産活動は、農林水産業、製造業、卸売・小売業などの各企業（個人企業を含む）が、土地、資本、労働などの各生産要素を結合させて、財貨やサービスを生産することによって行われます。これを市町村民経済計算では生産といいます。

次に生産された付加価値は、各生産要素を提供した者に地代、賃金、利潤などのかたちで分配されるので、これを分配といいます。

さらに、その付加価値は個人の消費や企業の設備投資などの支払いに充てられ、それが次期の生産の動機として働くことになり、これを支出といいます。

これら生産、分配、支出を通じた活動を経済の循環と呼びます。私たちは、この循環に沿った付加価値の流れを把握することにより、市町村経済の姿を理解することができます。



(2) 市町村民経済計算推計事務のねらい

市町村民経済計算は、市町村経済の規模、構造、循環を計量的に把握し、市町村経済の実態を巨視的（マクロ的）に明らかにする総合的な経済指標となるものです。

その推計結果は、市町村内総生産、同純生産、市町村民所得、市町村民家計所得（個人企業を含む）として表示され、これにより市町村の経済成長率や労働生産性、人口一人当たり市町村民所得などが明らかとなり、市町村の行財政施策の基礎資料として幅広く活用することができます。

また、県経済に占める各市町村経済の位置を明らかにしたり、さらに、各市町村の相互比較や、地域経済分析、学術研究などに活用されたりするほか、国・県等においても地域分析や地域の行財政資料として活用されています。

なお、民間企業においても、地域の購買力調査の資料として、また、事業所の立地計画な

ど経営施策の資料としても有効に活用されています。

(3) 市町村民経済計算推計上の問題点

市町村民経済計算は、市町村ごとの経済活動を明らかにすることを目的としています。

経済計算は、数多くの一次統計資料を利用し、その資料を組み合わせて作成する加工統計のひとつですが、基礎となる統計資料の有無によって推計の方法が制約されます。

統計は、通常、行政区画単位で作成されますが、表章単位が全国や都道府県のみで市町村別のデータを収集することができない場合があります。また、毎年作成されるとは限らず、推計の対象年次の計数を取得できない場合もあります。

これら不足するデータについては、国や県の関係機関に照会したり、やむをえず県全体の計数を関係指標により市町村ごとに按分したりしていますが、問題がないわけではありません。

したがって、推計の精度を高めるためには、基礎データの収集や推計技術において一層の研究改善が必要です。

第2項 市町村民経済計算推計の経緯及び推計項目

(1) SNAの発展

本県における市町村民経済計算は、昭和31年の経済企画庁経済研究所調査部国民所得課作成の「県民所得標準方式（昭和31年版）」を援用し、一部の市町村で昭和37年度に、昭和35暦年分について市町村民所得統計として推計したことが端緒となっています。

その後、国民所得統計が昭和41年度に新方式へ移行したことに伴って、「県民所得統計の標準方式改訂第3次案」が提示され、これに基づき県民所得統計は大幅な改訂を行いました。

こうした国民所得統計や、県民所得統計の動きに合わせ、市町村民所得統計も改訂を加え、県民所得との比較を可能にしました。その主な改訂点は、「市町村内生産所得」を「市町村内純生産」に、「市町村民分配所得」を「市町村民所得の分配」にするなど、概念、推計方法、用語に変更を加えたことです。また、このときから推計対象期間を暦年から年度へ切り替えました。

その後、国民所得統計は、昭和53年から国際連合が昭和43年に提示した国際基準(A System of National Accounts)である68SNA（注1）に移行し、名称も「国民経済計算」に切り替わりました。

県民所得統計も国との整合を図るため、昭和57年度に68SNAに準拠した方式（県民経済計算標準方式）により、昭和55年度分の推計を行い、名称も「県民所得」から「県民経済計算」に改めました。

国民経済計算は、平成12年から国際連合が平成5年に提示した93SNAに移行（注2）し、平成27年から国際連合が平成21年に提示した2008SNA（注3）に移行しました。それに伴い、県民経済計算も平成14年度から93SNAに準拠した方式により、平成12年度分の推計を行い、平成29年度から2008SNAに準拠した方式により、平成27年度以降分の推計を行いました。

一方、昭和56年度まで従来の方式を踏襲してきた市町村民所得統計は、県との相互比較を可能にするため、昭和57年度に、昭和55年度実施分について68SNAに準拠した方式で推計

を行いました。その後、平成14年度に93 S N Aに準拠した方式により、平成12年度分の推計を行い、平成29年度に2008 S N Aに準拠した方式により、平成27年度分の推計を行いました。そして、国民経済計算、県民経済計算にならって、令和4年度に市町村民所得から市町村民経済計算に名称を改めました。

(注1) 68 S N Aの計算体系は、産業連関表、国際収支表、資金循環表、国民貸借対照表を包含するよう拡張され、フローとストックの両面から経済を記録することになりました。

(注2) 93 S N A移行により国民経済計算の表章形式、項目の名称・概念が変更となりました。主な変更点として、社会資本の固定資本減耗の計上、受注型ソフトウェアの無形固定資産としての計上などがあります。

(注3) 2008 S N A移行により経済活動別分類が変更されたほか、研究開発(R&D)の資本化、定型保証の扱いの精緻化、年金受給権の記録における発生主義の貫徹などがなされました。

(2) 市町村民経済計算の推計項目

市町村民経済計算は、生産、分配、支出を通じた市町村の経済の流れを把握する体系です。から、生産、分配、支出の3系列による推計が望まれます。しかし、①家計の消費行動を知る市町村別のデータが不足していること、②事業所の設備投資や在庫投資を市町村別に把握するデータがないこと、③市町村内から市町村外へ、また逆に市町村外から市町村内への財貨サービスの動きを記録するデータがないことなどから支出面の推計は行っておりません。

また、県では、主要系列表と呼ばれる生産、分配、支出のほか、制度部門別の勘定として、所得支出勘定を作成しています。市町村民経済計算では、所得支出勘定の家計部門の考え方を援用して、市町村民家計所得(個人企業を含む)を作成しています。これにより、家計部門に入る所得の総額を把握し、各市町村における家計の生活水準をみるための指標としています。

第3項 市町村民経済計算の概念

(1) 3面等価の原則

市町村民経済計算とは、市町村の経済活動を生産、分配、(支出)という経済循環の面から計量把握するものであることは先に述べましたが、ここではそれを簡単なモデルで説明します。

① モデルの条件

市町村における経済活動の主体として、小麦生産者、製粉業者、パン製造小売業者の3者のみが存在し、外部経済（他の市町村）と取引のない閉鎖経済を想定する。

②モデルの内容

小麦生産者は小麦を50万円生産し、それを全部製粉業者に売却し、50万円の所得を得ます。そして、この50万円の所得でパン製造小売業者から50万円のパンを購入し消費します。

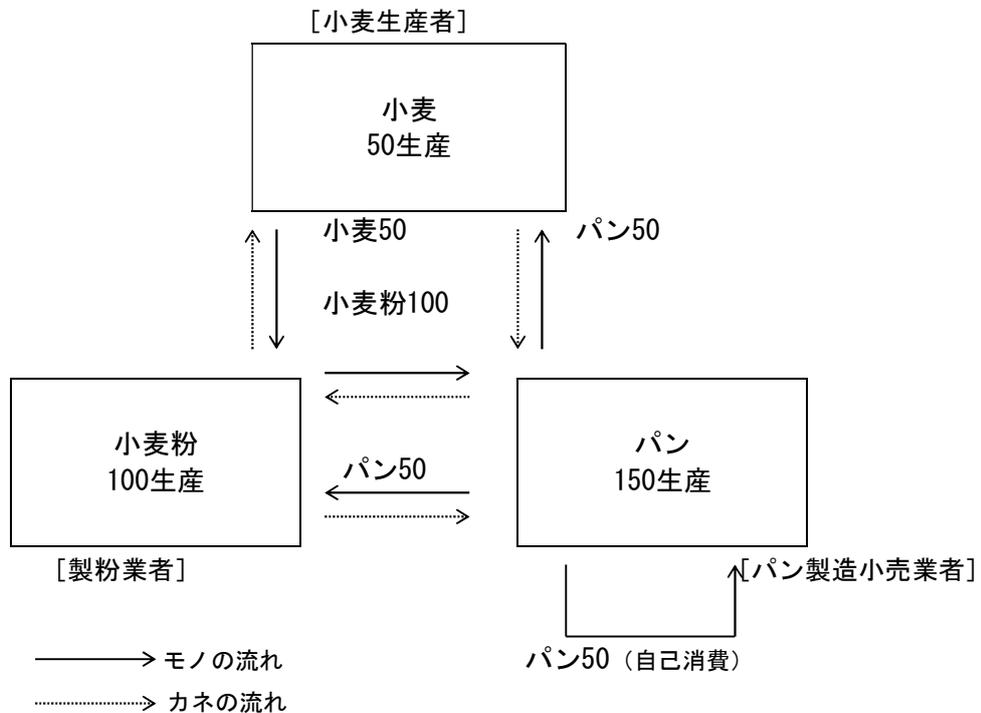
製粉業者は50万円の小麦を使い、100万円の小麦粉を生産します。この小麦粉をパン製造小売業者に全額売却し、このうち50万円を小麦生産者への支払に充て、残り50万円でパン製造小売業者からパンを購入し消費します。

さらに、パン製造小売業者は100万円の小麦粉を使い、150万円のパンを生産し、小麦生産者、製粉業者にそれぞれ50万円のパンを売却し、残った50万円のパンを自己消費します。

これを生産面からみますと、小麦生産者、製粉業者、パン製造小売業者がそれぞれ生産した価値をすべて合計すると300万円ですが、製粉業者は小麦生産者から小麦粉の原材料として小麦50万円を購入し、同じくパン製造小売業者は、製粉業者から小麦粉100万円の原材料を購入しています。（小麦や小麦粉のように次の生産のための原材料として使われるものを中間財といい、その使用を中間消費（又は中間投入）といいます。）

一方、パンのようにもうそれ以上原材料として使われることのないものを最終財といい、その使用を最終消費と呼びます。

図2 小麦生産者、製粉業者、パン製造小売業者の生産と取引



さて、この300万円のなかには、製粉業者やパン製造小売業者が購入した原材料費分が含まれていますから、生産活動の純成果を考える場合には、これらを差し引きする必要があります。まず、小麦生産者は小麦50万円を生産しており、これは小麦生産者の生産の純成果（このような純成果を**付加価値**と呼びます。）となります。

製粉業者は、100万円の小麦粉を生産していますが、これには50万円の原材料を使用していますので、製粉業者の付加価値は100万円－50万円＝50万円となります。

同様に、パン製造小売業者の付加価値は、150万円－100万円＝50万円となります。

このようにして、小麦生産者、製粉業者、パン製造小売業者はそれぞれ50万円の付加価値を生産し、この合計額は150万円となります。この150万円を「**市町村内総生産**」といいます。

∴ 付加価値の合計＝市町村内総生産

一方、所得（分配）面をみると、小麦生産者は小麦の売却により50万円の所得を、製粉業者は小麦粉の売却100万円から原材料である小麦代の50万円を差し引き50万円の所得を、パン製造小売業者はパンの販売150万円から小麦粉の購入100万円を差し引き50万円の所得を得ており、その合計は150万円となります。この所得の合計を「**市町村民所得**」といいます。

∴ 所得の合計＝市町村民所得

支出面は、最終財（このモデルの場合はパン）への支出により測ることができ、小麦生産者はパン50万円を消費し、製粉業者及びパン製造小売業者も同様に50万円を消費します。最終財への支出（最終需要）の合計を「**市町村内総支出**」といいます。

∴ 最終財への支出の合計＝市町村内総支出

そうしますと、市町村内総生産、市町村民所得、市町村内総支出はすべて150万円となりますが、このように、一つの付加価値の流れを生産、分配、支出という異なった面から見たとき、これらはすべて同額となるので、この経済の循環を**3面等価の原則**と呼びます。

（2）総生産と純生産

前に述べたように総生産は産出総額（生産活動により生み出された財貨・サービスを貨幣で評価し合計したもの）から原材料費等の物的経費（中間投入額）を控除したものと把握されます。また、事業所の生産活動に伴い、その使用する建物や機械設備などは年々価値が減少します。このため、固定資本の減価償却を計算する減価償却を行います。このなかに不慮の事故による損害を加えたものを固定資本減耗と呼び、老朽設備等の更新に充当されます。生産の純成果を考える場合には、総生産からこの固定資本減耗を除く必要があります。この固定資本減耗を除いたものが純生産（純付加価値）で、除く前を総生産（粗付加価値）と呼んで区別しています。したがって、両者は次のような関係になります。

∴ 総生産（粗付加価値）＝純生産（純付加価値）＋固定資本減耗

（3）市町村民経済計算の評価の方法（市場価格表示と要素費用表示）

付加価値額を表示する方法として、市場価格表示による方法と、要素費用表示による方法があります。

市場価格表示とは、文字通り市場で取り引きされる価格で評価する方法です。この市場価格は、中間投入（原材料費等）と要素所得（生産要素の提供者の受取りである雇用者報酬、財産所得、企業所得）、固定資本減耗を補填するための費用（以上を要素費用といいます。）

に加えて、生産・輸入品に課される税や補助金もその構成費用としています。

一方、要素費用表示とは、財貨・サービスの生産のために必要とされる要素費用（要素所得及び固定資本減耗）によって測定する評価方法です。

以上を整理しますと

$$\therefore \text{総生産（市場価格表示）} = \text{要素所得} + \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税} \\ - \text{補助金}$$

$$\text{総生産（要素費用表示）} = \text{要素所得} + \text{固定資本減耗}$$

となり、両者の違いは市場価格に影響を与える生産・輸入品に課される税、補助金を含むかどうかで区別されます。

なお、市町村内総生産は市場価格表示が用いられ、市町村内純生産及び分配（市町村民所得、市町村民家計所得）は要素費用表示で示されています。

（４）市町村民経済計算の把握の方法（内ベースと民ベース）

市町村民経済計算の把握の方法に、市町村内ベースによる方法と市町村民ベースによる方法があります。

市町村内ベースはいわゆる属地主義に基づく考え方で、市町村という行政区域内における個人や企業等の経済活動により生み出された付加価値額を把握するもので、その生産にたずさわったものの居住地の如何を問いません。国民経済計算でいえば国内総生産（GDP）に相当します。

一方、市町村民ベースは、いわゆる属人主義に基づく考え方で、市町村内に居住する個人やその市町村に所在する企業等が受け取る付加価値額をとらえるものであり、市町村内ベースの付加価値額に、市町村内居住者が他の市町村から持ち帰る賃金、利子、配当を加え、逆に他の市町村に持ち出す賃金、利子、配当を控除して得られます。国民経済計算では国民所得に相当します。したがって、両者は次のような関係になります。

$$\therefore \text{市町村民所得（民ベース）} = \text{市町村内純生産（内ベース）} \\ + \text{市町村域外からの流入} - \text{市町村域外への流出}$$

なお、市町村民経済計算では、市町村内総生産と市町村内純生産は内ベースで、市町村民所得と市町村民家計所得は民ベースで把握しています。

第４項 市町村民経済計算の利用

市町村民経済計算は、市町村内に所在する経済主体（雇用者、法人企業、個人企業等）の活動の成果を、総合的（マクロ的）に把握するものです。

したがって、市町村民経済計算は、家計調査や経済センサス、あるいは各種の産業を対象とした経済統計では知ることのできない市町村の経済活動を総括的・計量的に表すものとして、きわめて重要な意味を持っています。

このような目的を持つ市町村民経済計算ですので、利用は広範囲にわたっていますが、主な利用方法としては概ね次のようなことが考えられます。

(1) 市町村内総生産

＜市町村の経済規模、経済成長率及び産業構造の把握＞

市町村内総生産の総額は、当該市町村全体としての生産力、すなわち経済活動の規模を表しています。また、その年々の経済規模の増加率をみることにより、経済の成長速度が測定できます。

一方、市町村内総生産は、経済活動別の生産活動を把握できるので、それらの構成から当該市町村の生産面における経済構造（産業構造）を明らかにするとともに、産業開発のための施策の立案にも役立てることができます。特に、経済活動別の生産活動のウェイト、あるいはその対前年度増加率は、県もしくは他市町村との比較を通じて当該市町村経済に占めるそれぞれの位置が明らかにされ、将来のきめ細かな施策の立案に利用することができます。

(2) 市町村内純生産

＜労働生産性＞

市町村内純生産を当該市町村内の就業者で除して得られる就業者一人当たり市町村内純生産は、当該市町村内の労働生産性を表しています。これを県もしくは他市町村のそれと比較することにより労働生産性の格差が明らかになり、経済開発の指針として利用できます。

(3) 市町村民所得

＜経済水準の指標＞

人口一人当たり市町村民所得によって、地域の経済活動や所得の水準を把握するとともに、県もしくは他市町村との比較を通じて、当該市町村の経済水準の位置づけが可能となり、地域経済開発の視点からも有用な指標となります。

この人口一人当たり市町村民所得は、市町村における各経済主体を総括した経済水準・所得水準を示す指標として一般的に利用されています。

＜市町村民ベースの経済成長率の測定＞

市町村民所得の時系列比較は、当該市町村の民ベースにおける経済成長の指標を示すものであり、市町村財政の運営や市町村内外の各経済主体の経営施策の資料として利用できます。

＜周辺市町村との依存関係の解明＞

市町村民所得は、市町村民純生産（要素費用表示）と等しいので、市町村民所得と市町村内純生産（要素費用表示）とを比較することによって、当該市町村の生産力がその市町村周辺の地域経済に果たしている寄与の度合を判定することができます。また、市町村間における生産要素の提供や所得の市町村外への流出あるいは市町村内への流入状況の把握により、周辺市町村との相互依存関係を明らかにすることができます。

＜分配構造の把握＞

市町村民所得は、分配構造別すなわち生産要素を提供する主体別に把握され、これら主体

別の租税負担能力の目安として利用できます。

（４）市町村民家計所得

＜個人の所得水準＞

人口一人当たり市町村民家計所得（個人企業を含む）は、地域に住む個人の所得水準を表す指標であり、個人が受け取る雇用者報酬や個人企業所得は含まれていますが、市町村民所得とは異なり、企業が受け取る民間法人企業所得や公的企業所得は含まれません。一方、家計（個人）に再配分される所得としての社会保障給付やその他の経常移転は含まれます。県もしくは他市町村との比較を通じて、住民生活の向上、安定を図るための資料にもなります。

（５）経済計画の樹立

国・県における経済計画は、「国民経済計算」、「県民経済計算」等を基礎に立案されています。市町村の総合計画を始め他の経済計画も、「市町村民経済計算」を基礎として実効ある計画を立案することができます。

第５項 用語説明

・市町村内総生産（市場価格表示）

経済活動別市町村内総生産は、一定期間内（年度を単位としています。）に市町村内に所在する①市場生産者、②一般政府、③対家計民間非営利団体の生産活動によって、新たに生み出された生産物の価値を貨幣価格により評価し、これを経済活動別に示したものです。

これは、市町村の経済主体の生産活動における寄与を表しており、産出額から中間投入額（原材料、燃料等）を控除したもの（付加価値）の合計です。

市町村内で生産された財貨やサービスの付加価値であれば、市町村外居住者に分配されたものも含まれますが、市町村内居住者に分配されたものでも、その付加価値が市町村外で生産されたものは含まれません。

なお、生産には、農業や製造業などの物的生産だけでなく、卸売・小売業や金融・保険業などのサービス生産も含まれています。また、農家の自家消費にあてられた生産物や、所有者自身が使用する住居サービス（帰属家賃）などのように、貨幣と交換することのない財貨サービスも貨幣評価し生産に含めています。しかし、主婦の家事労働によるサービスは市場性を持たないため、ここでいう生産には含めません。

・一般政府

一般政府とは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービスを提供する経済主体をいい、それ以外の経済主体では効率的かつ経済的に供給されないような、社会に共通のサービスを通常無償で供給するものが該当します。

一般政府には、上記の機能を果たす国や地方公共団体のほか、社会保障給付を目的とする組織など、特定の非営利団体が含まれます。特定の非営利団体とは、政府によって強い監督

や大幅な資金供給を受けるもの、もしくは、主として一般政府にサービスを提供することを目的とする非営利団体からなっています。これらの活動を例示しますと、下水道事業や廃棄物処理事業、国公立学校、学術研究機関、一般の公務がこれに該当しますが、医療や地方公共団体の行う上水道事業・住宅賃貸事業は市場生産者に分類され、ここには含まれません。

・ 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体とは、個人の自発的な意思に基づく団体として組織され、その活動は、利益の追求を目的とせず、他の方法では効率的に提供し得ない社会的、地域的サービスを、家計に対して提供するものであり、私立学校、寺院、労働団体などが該当します。

これは、市場経済原理に任せたり、行政に委ねたりすると、社会の要求する供給を行うことが難しいサービスを家計に提供するものであって、その活動資金は、会員からの会費や、個人、企業、政府からの寄付、補助金、財産収入などによって調達され、運営管理の面や資金調達の面でも、一般政府とは異なっています。

・ 市町村内純生産（要素費用表示）

経済活動別市町村内純生産は、経済活動別に推計された市場価格表示の市町村内総生産から、それぞれの経済活動別の固定資本減耗と生産・輸入品に課される税を控除し、補助金を加算したものと把握されます。

・ 固定資本減耗

固定資本減耗は、構築物、設備、機械など再生産可能な固定資産について、通常の摩損や損傷（減価償却費）と予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害（資本偶発損）を評価したもので、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成しています。

・ 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税は、財貨サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、その負担は最終購入者（消費者）に転嫁されるもので、生産コストの一部を構成するものとみなされます。

関税、酒税などの内国消費税、営業許可税、印紙税などの取引税及び不動産税などのほか、固定資産税や企業が支払う自動車税なども含まれます。

・ 補助金

産業の振興や製品の市場価格を低めるなど一方的に給付され、受給者の側において収入として処理されるすべての経常的交付金が該当します。公営企業の営業損失を補うためになされる一般政府からの繰入れも補助金に含まれます。なお、投資あるいは資本資産の損失の補填のために市場生産者に対して行われる移転は、補助金ではなく、資本移転に分類されます。

・市町村民所得

市町村民所得は、生産要素の提供の見返りとして、市町村に所在する企業・団体及び居住者が受け取った所得として把握することができます。これを機能面からみると、各生産要素である土地、労働、資本などに分配されることになり、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成します。次に、これを制度主体面からみると、各制度主体に分配されることになり、家計の雇用者報酬や財産所得、個人企業所得、民間法人企業所得などを形成します。

この総額は、市町村内純生産に市町村域外からの要素所得の純計（市町村域外からの要素所得の流入－市町村域外への要素所得の流出）を加えたものに等しくなります。

・雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額を指します。

ここでいう雇用者とは、①市場生産者、②一般政府、③対家計民間非営利団体を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除くすべてのものが該当し、法人企業の役員、特別職の公務員、議員なども雇用者に含まれます。

・財産所得

ある経済主体が、他の経済主体の所有する金融資産や土地を使用する場合、この賃借を原因として生ずる利子、配当、賃借料などの所得をいいます。なお、財産所得という賃貸料は、土地の賃借料のみが対象であり、構築物（住宅を含む）、設備、機械などの再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれません。

また、一般政府の財産所得については、市町村政府等（市町村及び市町村管轄社会保障基金）分のみが計上されます。

・企業所得

法人企業（公的企業を含む）の営業余剰や個人企業の営業余剰・混合所得に、企業が受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものです。ただし、個人企業については、家計部門と経理が明瞭に区別し難い面があるため、受取財産所得は営業用資産に関して生じたものであっても、家計の財産所得とみなし、企業所得には含めません。また、支払財産所得のうち、賃貸料は全額個人企業の支払として扱い、利子は消費用のもの（消費者負債利子）とその他の利子に区分し、前者を家計の、後者を個人企業の支払と考えます。

・公的企業

公的に所有あるいは運営されている中央や地方の各企業で、公法、特別立法、行政規則などにより法人格をもつ公的法人企業、生産する財貨サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなっており、その活動の類型、すなわち生産技術や経営方式の特性から市場生産者として分類される事業所が単位となっています。

公的法人企業の例としては、高速道路株式会社、都市再生機構、日本銀行、日本郵便株式

会社などがあげられます。非法人政府事業体としては、水道事業、公立病院のような企業・特別会計が該当します。

・市町村民家計所得（個人企業を含む）

市町村内に居住する家計（個人企業を含む）が、民間企業や官公機関などすべての源泉から1年間に受け取る所得の総額をいいます。これは、経済活動に参加した結果としての要素所得のほかに、官公庁や民間企業からの移転分も含まれます。ただし、同一制度部門である家計相互間の単なる移転や、土地の売却など財産の移転に伴う収入は含めません。

・社会給付

病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転を指します。老齢年金などの現金による社会保障給付、厚生年金基金などのその他の社会保険年金給付、無基金の退職一時金などのその他の社会保険非年金給付、生活保護などの社会扶助給付が該当します。

・現金による社会保障給付

社会保障基金（一般政府）が家計に対して支払う社会給付のうち老齢年金など現金により支払われるものです。ここには健康保険による医療の保険給付分など直接家計に現金で支払われないものは含まれません。

・その他の社会保険年金給付

一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指します。確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、発生主義により記録される退職一時金支給額が含まれます。

・その他の社会保険非年金給付

社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源泉から雇用者に支払う福祉的な給付を指します。現金主義で記録する退職一時金、私的保険への拠出金などが含まれます。

・社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計への移転のうち、社会保障制度を通じる以外のものが計上されます。一般政府分としては生活保護費、遺族等年金、恩給などがあげられ、対家計民間非営利団体分としては、無償の奨学金などが含まれます。

・ **その他の経常移転**

その他の経常移転は、非生命保険金、寄付金、負担金、家計間の仕送り金をはじめとして、他でも表章されないあらゆる経常移転が含まれます。

・ **年金受給権の変動調整**

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額です。同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は含みません。